

狭山市立中央児童館指定管理者業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、狭山市立中央児童館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 狭山市立中央児童館の管理に関する基本的な考え方

狭山市立中央児童館を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 指定管理者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）をはじめ、狭山市立児童館条例（昭和47年条例第58号）、狭山市立児童館管理規則（昭和48年規則第3号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び児童館ガイドライン（令和6年12月3日付けこども家庭庁成育局長通知）の趣旨に則り、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする」という児童館の設置目的に基づき、児童の遊びを指導する者を配置し、狭山市立中央児童館（以下「児童館」という。）の管理運営を行うこと。

また、狭山市子育てプレイス事業及びわいわいルーム事業実施要綱（平成23年告示第88号）の趣旨に則り、乳幼児を育てる親の孤立を防ぎ、乳幼児が健全な遊びのなかで健康を増進させ、乳幼児の情操を豊かにし、もって安心して子育て、子育てのできる地域環境の整備に寄与するという子育てプレイスの設置目的に基づき、狭山市子育てプレイス稲荷山（以下「プレイス」という。）の管理運営を行うこと。

- (2) 地域住民や利用者（こども及び保護者）の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 開館時間等

児童館の開館時間及びプレイスの実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間等を変更することができるものとする。

(1) 児童館の開館時間

午前9時から午後5時まで

(2) プレイスの実施時間

午前9時30分から午後4時30分まで

4 休館日等

児童館の休館日及びプレイスの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、児童館の管理上必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 児童館の休館日

ア 毎月第3火曜日

イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
(以下「年末年始の休日」という。)

(2) プレイスの休業日

ア 土曜日

イ 毎月第3火曜日

ウ 年末年始の休日

5 法令等の遵守

児童館の運営管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等に基づかなければならない。本指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(1) 児童福祉法

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(3) こども基本法（令和4年法律第77号）

(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

(5) 狭山市立児童館条例

(6) 狭山市立児童館管理規則

(7) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。)

(8) 児童館ガイドライン

(9) 狭山市子育てプレイス及びわいわいルーム事業実施要項（以下「実施要項」という。)

(10) 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第3号）

(11) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(12) 狭山市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第22号）

(13) 狭山市情報公開条例（平成13年条例第17号）

(14) 狭山市情報公開条例施行規則（平成13年規則第37号）

(15) 狭山市行政手続条例（平成9年条例第26号）

(16) 狭山市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）

(17) その他の関係法令

6 職員の配置等

指定管理者は、次の各号のとおり職員を配置すること。

ア 設備運営基準に基づき、児童厚生員の資格を有する者を児童館の常勤職員として2名以上配置し、児童館の各業務を十分に履行できる体制を確保すること。

イ アに掲げる職員とは別に、他の児童館職員へ指示を行う館長1名を常勤職員として配置すること。

ウ 実施要項に基づき、保育士等の資格を有する者をプレイスの専任職員として2名以上（うち1名以上は常勤職員として）配置し、プレイスの各業務を十分に履行できる体制を確保すること。

エ ウに掲げる職員のうち1名は、総合子育て支援センター等との連絡調整を行い、他のプレイス職員へ指示を行う責任者として配置すること。

オ 本施設の職員の採用に関し、児童厚生員や保育士等の有資格者を優先するとともに、市内在住者の採用に努めること。また、就業規則等により労働条件を明示すること。

カ 職員を適切に配置し、児童館またはプレイスの運営に支障を生じさせないこと。

7 業務内容

(1) 共通事項

指定管理者は、次の各号に掲げるとおり連絡調整を担い、本施設の職員を研修等に受講させ、事業の周知を図ること。

ア 指定管理者は、市内児童館との連絡連携を図り、本施設の職員を会議（情報交換等）や事業等に出席させるとともに、利用者へのサービスの向上と公平性を確保するため、児童館事業の内容や運営方法などについて協議すること。

イ 指定管理者は、児童館ボランティア連絡会や児童館母親クラブ連合会および各館の児童館母親クラブとの連携を図り、各種事業を行うこと。また、市内各児童館で活動する児童館ボランティア連絡会と連携を図るとともに、ボランティアの育成、活用に取り組むこと。さらに、児童館母親クラブの活動を支援するとともに、各種事業で協働すること。

ウ 指定管理者は、さやま子育て支援ネットワークに加入し、各種会議や事業に参加するとともに、加入団体と連携を図り、ネットワークの充実を図ること。

エ 指定管理者は、埼玉県児童館連絡協議会に加入し、同会及び同西部ブロックにおける構成児童館として、県内児童館との連絡連携を図り、情報交換や研修などに積極的に参加すること。

オ 指定管理者は、本施設の職員に対し、自己研鑽を奨励するとともに、児童館の目的を達成するために必要な研修等を受講させること。また、埼玉県児童館連絡協議会及び同西部ブロックが主催する研修会などに積極的に出席させるとともに市内児童館職員同士の研修会への参加や交流を図り、児童館事業の充実とサービスの向上を図ること。

カ 指定管理者は、児童館・プレイスが行う事業について、広報紙やホームページ、SNS等を用いて積極的に周知すること。

(2) 児童館の事業に関すること

指定管理者は、児童館ガイドラインに基づき、次に掲げる事業を実施すること。

ア 別紙1「児童館事業一覧表」に掲げる事業について、企画立案し、実施しなければならない。当該事業は、その効果等を検証し、必要に応じて見直し、新たな事業として企画立案し、実施しても差し支えないものとする。

イ 狭山市立中央児童館は、令和8年12月に開館50周年の節目を迎える。既存の児童館事業の一部を見直すなどして、開館50周年記念事業について企画立案、実施すること。

ウ 別紙2「プラネタリウム等管理運営業務基準」及び別紙3「プラネタリウム設備保守点検業務基準」のとおり、プラネタリウム及び天体観測設備を用いて、利用者にプラネタリウムを上映し、または天体観測を体験させる等の学習機会を提供するとともに、その設備の電気系統、機械系統及び光学系統の点検及び調整等、その性能を一定に保つため、プラネタリウム等設備の管理運営及び維持管理を行うこと。

エ 別紙4「送迎用バス運行業務基準」のとおり、児童館を利用する児童及びその保護者を安全に送迎するため、送迎用バス運行業務を行うこと。

オ 別紙5「清掃業務基準」のとおり、日常清掃及び特別清掃を実施し、児童館の清潔かつ衛生的な環境の維持を図ること。また、別紙6「植栽管理等業務基準」のとおり、樹木の剪定、旧本館跡地の除草等を行うこと。

カ 事業の内容は、対象者の年齢層（幼児、小学生、中学生、高校生）や世代間交流を考慮すること。

キ 事業の企画立案、実施にあたっては、地域住民、利用者のニーズを反映させるとともに、地域と連携・協働した事業について取り組むこと。

(3) プレイスの事業に関すること

指定管理者は、実施要綱に基づき、別紙7「プレイス運営業務基準」に掲げる事業を実施すること。

(4) 児童の安全確保に関すること

指定管理者は、次の各号に掲げるとおり児童の安全確保を図ること。

- ア 児童の安全確保のため、定期的に設備、物品、備品及び遊具等の点検を行うとともに、必要に応じて修繕を行い、事故防止に努めること。
- イ 設備運営基準第6条の2第1項に定める安全計画を策定するとともに、児童館やプレイスの職員に周知し、必要な研修または様々な場面を想定した訓練等、安全確保のための取組を計画的に実施すること。
- ウ 設備運営基準第12条の2第1項に定める業務継続計画を策定するとともに、児童館やプレイスの職員に周知し、必要な研修または業務継続のための訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行うこと。
- エ 防火管理者を選任し、計画的に防火訓練等を行い、日頃から児童及び職員の防火意識を高めるとともに、設備の点検を行うこと。また、必要に応じて、専門機関による設備の定期点検や消防署等による指導を受けること。
- オ 児童の急な病気やけがに対して応急措置ができるよう、必要な薬品等を備えるとともに、職員の研修を実施すること。また、日常から医療機関との連携を図り、万一、重大なけが等が発生した場合には、救急搬送するなど速やかに対応すること。
- カ 児童虐待等を未然に防止するため、職員は、虐待等の兆候を察知した場合には、速やかに市へ通報すること。
- キ 実際に事故や災害等が発生した場合は、直ちに市へ通報するとともに、その対応について、後日、書面で報告すること。
- ク 上記のほか、児童の安全に関わる問題や課題に対しては、市と連携して、その解決にあたること。

(5) 自主事業に関すること

- ア 指定管理者は、市の承認を得て、児童館の設置目的から逸脱しない範囲において自主事業を行うことができるものとする。
- イ 自主事業に要する経費は、指定管理者の負担とするが、市の許可を得て参加者から参加費を徴収し、これを自主事業の経費に充てることができるものとする。ただし、参加費は、実費相当額とすること。
- ウ 通年にわたり、特定の場所を占有して自主事業を実施する場合、狭山市財産規則（昭和39年規則第13号）及び狭山市行政財産使用料条例（昭和54年条例第15号）に基づき、行政財産の使用の許可を受けるとともに、行政財産使用料を市に納付しなければならない。
- エ 自主事業（講座やイベントに限る。）は、事業ごとに自主事業計画書（参加費用の設定を含む。）を作成の上、市と協議し、その承認を得て実施すること。自主事業計画に変更がある場合も、これに準じて行うこと。
- オ 自主事業は、本施設利用者の利用の妨げとならないように行うこと。
- カ 可能な限り、地域住民、利用者のニーズが反映されるようにすること。
- キ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮して行うこと。
- ク 自主事業に要する経費（例：自動販売機の維持管理に必要な光熱水費）について、業務経費と一括して請求を受けた場合は、按分（例：個メーターの検針に基づく積算）により、自主事業に要する経費を業務経費から適切に控除すること。

(6) 設備の維持管理等に関すること

ア 指定管理者は、児童館の適正な運営を図るため、別紙8「児童館管理保守点検等業務基準」に掲げるとおり、設備の保守点検を適切に実施すること。業務委託に際しては、可能な限り、市内事業者を活用すること。

(ア) 電気設備保守点検業務

毎日、インターホン等の電気設備、パソコンやプリンター、AED、扇風機、電池内蔵遊具等の電気製品について動作確認するとともに、敷地内外の電線や電気器具、電柱構造物等に垂れ下がりや落下等がないか確認すること。

年1回、電気設備検査員の立ち合いのもと、電気設備自主検査を実施すること。

(イ) 空調設備保守点検業務

毎日、空調設備モニターの異常有無について確認すること。

年4回、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に定める空調設備の簡易点検を行うこと。

別紙9「空調設備保守点検業務基準」に定める保守点検を行うこと。

(ウ) 給排水設備保守点検業務

毎日、洗面所やトイレ、調理室の水道や湯沸し器が使用可能か、動作点検を行うこと。

(エ) 設備保守点検業務

毎日、設備の保守点検・維持管理に関する日報を作成するとともに、外気温及び室内の温度・湿度を日報に記録すること。なお、業務日誌に前述の内容が含まれていれば、日報の作成は要しない。

必要に応じて、害虫の生育状況について点検・駆除すること。

別紙10「害虫防除業務基準」のとおり、年2回、害虫駆除のための消毒を実施すること。

別紙11「建築設備等点検業務基準」のとおり、年1回、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項に定める建築設備等点検及び3年に1回、建築基準法第12条第2項に定める建築物点検を行うこと。

(オ) 消防設備保守点検業務

別紙12「防火対象物及び消防用設備保守点検業務基準」のとおり年2回、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づく消防用設備の機器点検を行うこと。

年1回、消防法第17条の3の3に基づく消防用設備の総合点検を行うこと。

(カ) 機械警備業務

毎日、機械警備通信装置の動作確認を行うこと。

イ 指定管理者は、次のとおり施設損害賠償責任保険、利用者・自主事業参加者傷害保険、食中毒賠償責任保険に加入すること。

(ア) 施設損害賠償保険

・身体賠償	1名につき	限度額	1.5億円
	1事故につき	限度額	15億円
・財物賠償	1事故につき	限度額	2,000万円

(イ) 利用者・自主事業参加者傷害保険

・死亡・後遺障害保険金	1名につき	250万円
・入院保険金日額	1名につき	1,500円
・通院保険金日額	1名につき	1,000円

(ウ) 食中毒賠償責任保険

・身体賠償	1名につき	5,000万円
	1事故につき	4億円
・入院保険金日額	1名につき	1,500円
・通院保険金日額	1名につき	1,000円

(7) その他

指定管理者は、業務内容に関連して、次の各号に掲げる事項について遵守し、または適切に対応すること。

- ア 開館時間の概ね30分前までに正面玄関を開錠し、朝礼や清掃等、開館に向けた準備を行うこと。閉館時には各階各室の戸締まり、消灯の確認をし、利用者の有無を確認の上、施錠すること。閉館後の夜間警備については、機械警備により本施設の安全を確保すること。
- イ 児童館の管理運営に伴い、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。指定期間が満了し、もしくは指定を取り消され、指定管理業務から退いた後もまた、同様とする。
- ウ 児童館を清潔に保つとともに、エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進等により、環境への負荷の軽減に努めること。
- エ 狭山市暴力団排除条例に則り、暴力団と関わりを一切持たないこと。
- オ 指定管理者は、宗教や人種等の多様性に十分な配慮を行う一方、児童館において政治や宗教に係る活動は行わないこと。
- カ 本施設は、建物内外を問わず、敷地内が全て禁煙とする。
- キ 児童館職員用の駐車場は、必要に応じ、職員または指定管理者において確保すること。
- ク 児童館旧本館跡地や本館2階の設備について、良好に維持管理すること。
- ケ 国旗及び市旗について、雨天時を除き、開館時間に掲揚し、閉館時間に降納すること。
- コ 本施設の案内看板として、東京電力が管理する電柱4基に添架されており、4年ごと（次回は令和11年度）に更新手続きが必要となるため、引き続き、これを実施するとともに、更新費用（4万4千円）を負担すること。
- サ 施設内にあるテレビは、緊急地震速報や災害報道が視聴できるよう、アンテナの接続、放送受信契約の締結等、視聴環境を整えておくこと。

8 管理運営に係る経費

(1) 指定管理料の額

年度ごとに支払う指定管理料は、基本協定書に定めた金額を上限として、当該年度の業務の内容等を踏まえ、毎年度、市と指定管理者が協議の上、年度協定書において、指定管理料の額及び支払予定日等を定めるものとする。

(2) 精算及び事業報告

指定管理者は、四半期終了後及び会計年度終了後、それぞれ30日以内に指定管理業務に関する収支報告を行うこと。光熱水費（市長が精算不要と認めた場合を除く。）、修繕及び備品購入に関する経費は精算し、残額が生じた場合は市に返還すること。なお、本仕様書等に基づき業務を実施するにあたり、市の責務に帰さない理由により、指定管理料に不足が生じた場合には、これの補填は行わない。

(3) 経理

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。指定管理業務に係る入出金は、専用口座を設ける、または経理区分を明確に分けるなどして、収支の状況が常時適切かつ正確に判明できるようにすること。

(4) 予算の執行

ア 予算の執行については、申請団体からの予算提案額に基づき、年度協定書で定めた額以内で執行するものとする。

(ア) 人件費

児童館に配置する職員の人件費をいう。

(例) 給与、報酬、賃金、諸手当、社会保険料、福利厚生費等

(イ) 事務費

児童館の管理運営上、必要な費用をいう。

(例) 旅費交通費、消耗品費、被服費、通信運搬費、手数料、リース料、宣伝広告費、賃借料、租税公課、衛生費、事務手数料等

(ウ) 事業費

児童館の事業に必要な経費をいう。

(例) 謝金、消耗品費、食糧費、備品購入費等

(エ) 管理費

児童館の管理運営上、必要な費用をいう。

(例) 光熱水費、修繕料（1件200万円以下(税込)とする。）、保険料、業務委託料等

イ 年間の運営は予算の各費目の金額以内で執行すること。なお、光熱水費、修繕料及び備品購入費については、市との協議のうえ、相互に流用ができる。

ウ 請求・支払いは、実際に物品を購入又は借り上げた日、役務の提供や業務の履行を受けた日の属する会計年度で判断すること。この場合、年度終了直後に請求を受けた場合であっても、原則として、年度内の支出として取り扱うこと。ただし、光熱水費に限り、実際に光熱水費を使用した時期ではなく、支払い期限の属する会計年度に支払うこと。

(5) 立入検査について

市は必要に応じて、本施設の設備、物品、備品及び各種帳簿等の現地検査を行うことができるものとする。

9 再委託の禁止

指定管理者は、設備の保守点検や清掃等の個別の業務については、市と協議のうえ、第三者に委託することができるが、管理運営業務の基本となる業務は委託することはできず、また、管理運営業務を一括して委託することはできない。

10 物品・文書管理

(1) 物品

ア 指定管理者は、物品管理規則（平成9年狭山市規則第14号）に則り、次のとおり、物品を管理する。

イ 指定期間の前日以前において、既に市が備え付けている物品は、指定管理者が児童館の管理運営を行うために使用する場合、引き続き無償で使用する事ができるものとする。

ウ 物品の調達にあたっては、可能な限り、市内事業者を活用すること。

(2) 備品

指定管理者は、物品管理規則に則り、次のとおり、備品（1品の価格（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。）が5万円以上のものをいう。）を管理する。備品の購入に際しては、可能な限り、市内事業者より調達すること。

ア 指定管理者制度を導入する前より市が備え付けている備品は、指定管理者が児童館の管理運営を行うために使用する場合は無償で使用する事ができるものとする。

イ 備品を購入する場合には、あらかじめ市と協議すること。指定管理料により購入した備品は、市に帰属するものとする。

ウ 備品台帳を備えて適正に管理するとともに、購入や廃棄等の異動状況について定期的に市に報告するものとする。

(3) 文書

ア 指定管理者は、次に掲げる文書を常に備え置き、これを5年間保存することとする。

（ア）歳入歳出予算書及び決算書

（イ）出納簿及びその証拠書類

（ウ）事業計画書・収支計画書（自主事業を含む。）

（エ）事業報告書・収支報告書（自主事業を含む。）

（オ）職員出勤簿

（カ）職員賃金台帳

（キ）設備の保守点検等に関する記録または報告書

（ク）業務日誌

イ 指定管理者自らが児童館の管理運営にあたり作成し、または取得した文書等は、積極的に公開するよう努めなければならない。

1 1 修繕

指定管理者は、設備や物品等の修繕を行う場合、緊急若しくは軽微（1件当たり5万円（消費税を含む。）未満をいう。）の場合を除き、予め市と協議を行うこと。

一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入が令和9年末までに段階的に終了することに伴い、別紙13「LED照明器具交換修繕業務基準」のとおり、児童館及びプレイスの照明を全てLED照明器具に交換する等、必要な修繕を行うこと。

1 2 報告等

（1）定期報告書の提出

ア 月毎の報告

指定管理者は、7（7（6）を除く。）に掲げる業務内容に関する月次報告書を作成し、翌月20日までに市に提出すること。

イ 四半期毎の報告

指定管理者は、7（6）に掲げる業務内容に関する四半期報告書を作成し、四半期終了後30日以内に市に提出すること。

ウ 年度毎の報告

指定管理者は、7に掲げる業務内容に関する報告書を作成し、年度終了後30日以内に市に提出すること。

（2）業務計画書等の提出

ア 指定管理者は、毎年度、業務等に関する計画書及び収支予算書を作成し、市が指定する期限内に市に提出すること。

イ 月1回発行する「児童館だより」の原稿を作成し、前月20日までに市に提出すること。

（3）指定管理者に対する監督・監査

ア 市は、指定管理者が管理する児童館の適正な運営を期するために、「狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針」に基づき、指定管理者に対して、業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとする。この場合において指定管理者は、当該報告を行い、当該調査に協力し、又は当該指示に従うものとする。

イ 市又は監査委員は、必要があると認めるときは、指定管理者が行う指定管理業務に係る事務等について、監査を行うことができるものとする。

1 3 広聴

(1) 地域懇談会の設置運営

地域の代表からなる地域懇談会を開催し、地域の意見等を児童館の運営に反映させるように努めること。

(2) 利用者アンケート調査の実施

指定管理者は、入室する児童及び保護者に対し、児童館における利用満足度、ニーズ等を把握するためのアンケート調査を、毎年度1回以上実施すること。調査結果から抽出された意見や問題点等について、速やかに対応を検討するとともに、年度終了後の事業報告書においてこれを市に報告すること。

1 4 指定管理業務の引継ぎ

(1) 指定管理業務のために作成したメモや書類（データを含む。）、物品、備品等の所有権は市に帰属するものとする。

(2) 指定管理者は、指定期間終了後又は指定の解除等により、次期管理運営者へ業務を引き継ぐ際は、次期管理運営者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行わなければならない。

(3) 指定管理業務の引継ぎにあたり、市は、指定管理者に対し、必要に応じて指示することができ、指定管理者は、これに従わなければならない。

1 5 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議し決定する。

別紙 1 (7 (2) 関係)

児童館事業一覧表

1 各年代に応じた事業

- (1) 乳幼児及びその保護者を対象とした事業
- (2) 小学生または中高生を対象とした事業
- (3) 異年齢または世代間の交流を図るための事業
- (4) その他、児童館来館者を対象とした事業

<これまでの実施事業例>

事業名(実施回数)	事業内容
幼児クラブ (年12回)	3歳児及びその保護者を対象として、遊びを通した親子のふれあいを通じて、同年齢の子どもを持つ保護者の相互交流、自主活動を促す。
はいはいクラブ (年24回)	0～1歳児及びその保護者を対象として、遊びを通した親子のふれあいを通じて、同年齢の子どもを持つ親の相互交流、自主活動を促す。
よちよちクラブ (年16回)	1～2歳児及びその保護者を対象として、遊びを通した親子のふれあいを通じて、同年齢の子どもを持つ親の相互交流を促す。
なかよしクラブ (年11回)	2～4歳児及びその保護者を対象として、遊びを通した親子のふれあいを通じて、同年齢の子どもを持つ親の相互交流、自主活動を促す。
お誕生会 (年11回)	乳幼児及びその保護者を対象として、誕生日を迎えた児童について、参加者から祝ってもらい、その成長を喜び、楽しく過ごす。
子育て応援事業 (年7回)	0～3歳児及びその保護者を対象として、民生委員等の協力の下、親子を分離し、保護者が一時的に育児を離れることにより、保護者のリフレッシュを図る。
こどもクラブ (年11回)	小学生を対象として、学年や地域の枠にとらわれず、色々な遊びや体験を通じて、友だちをつくり、協調性を育む。
バスハイク (年2回)	小学生を対象として、児童館バスで野外に出かけ、身体を動かして遊ぶ。
デイキャンプ (年1回)	小学生を対象として、児童館バスで野外に出かけ、川遊びを楽しむ。
油絵教室 (年3回)	小学生以上を対象として、学校では経験できない油絵の具を使用してキャンパスに絵を描くことを楽しむ。
料理教室 (年4回)	小学生以上を対象として、参加者が相互に協力して、料理やお菓子をつくることや自分たちでつくったものを食べる楽しさを体験し、食べることの大切さを学ぶ。
カントリー雑貨 (年5回)	小学生以上を対象として、母親クラブ(木工・コットンサークル)共催でいろいろな雑貨をつくり、つくる楽しさ、大切にする気持ちを育む。

2 季節のまつり <これまでの実施事業例>

事業名(実施回数)	事業内容
児童館まつり等 (年2回)	ボランティアや民生委員、母親クラブの協力の下、ゲームや工作などを楽しむ。

3 市内児童館が合同して企画・立案、実施する事業 <これまでの実施事業例>

事業名(実施回数)	事業内容
入間川七夕まつり (年1回)	入間川七夕まつりに参加協力する。
おもちゃの病院 (年3回)	壊れたおもちゃを回収し、おもちゃの病院講師に依頼し、修理を行う。
ドレミクラブ (通年)	遊びを通じて、親子のふれあいや集団活動の体験、保護者同士の交流を深める支援を行う。
ランチタイム(長期休暇以外の平日)	未就学児と保護者に対し、持参したお弁当を食べられるスペースを提供する。
四館合同事業 (年1回)	毎年、全児童館合同で企画を立案し実施する。(令和7年度は運動会を予定)

4 中高生の利用促進事業 <これまでの実施事業例>

事業名(実施回数)	事業内容
中高生タイム (週1回)	中高生居場所事業として、金曜日午後5時から7時まで体育室、図書室を開放する。

5 狭山市青少年課と協働して実施する事業 <これまでの実施事業例>

事業名(実施回数)	事業内容
狭山茶を使った紅茶づくり (年1回)	埼玉県立狭山工業高等学校生徒が紅茶づくりを体験する。

6 その他

事業名(実施回数)	事業内容
狭山市立中央児童館開館50周年記念事業	狭山市立中央児童館は、令和8年12月に開館50周年の節目を迎える。既存の児童館事業の一部を見直すなどして、開館50周年記念事業について企画立案、実施する。

別紙 2 (7 (2) 関係)

プラネタリウム等管理運営業務基準

プラネタリウム等設備の管理運営を担うこととし、業務の基準を次のとおり定める。

1 プラネタリウム設備の管理運営

児童館開館時に設置され、今もなお、使用可能なプラネタリウム設備を良好に管理するとともに、その機能や特性を最大限に生かし、業務を進めること。

なお、プラネタリウム設備の概要は下表のとおりである。

機種	五藤光学(株) GX=10(マニュアル)
ドーム径	10m(水平)
設置年月日	昭和 52 年 7 月
座席数	90 席(同心円)
補助投影機	ユニプロ、星座絵(2 台)、ズーム(2 台)、 太陽系、群流星、宇宙船、日月食、夕焼雲
視聴覚機器	液晶プロジェクター、DVD、CD等
保守点検	年 4 回 (6・9・12・3 月)

2 天体観望設備の管理運営

児童館開館時より設置されており、今もなお、使用可能な天体観望設備を良好に管理するとともに、その機能や特性を最大限に生かし、業務を進めること。

なお、天体観望設備の概要は下表のとおりである。

機種	五藤光学(株) 15cm 屈折望遠鏡
ドーム径	4.3m
設置年月日	昭和 52 年 7 月
保守点検	年 1 回 (12 月)
事業	天体観望会 (毎月第 2 土曜日 19:30~20:30) 金星や土星等を観測する。

3 プラネタリウムの投影日時及び内容

プラネタリウムの投影日時及び内容については、下表のとおりである。

団体投影は事前予約があった場合に限り、実施するものとし、一般投影その他は下表のとおり実施すること。

団体投影	日時	毎週火～金曜日の午前１０時、１１時、午後１時３０分、３時から
	内容	星座の解説（幼児向けプログラム。３０分程度）、 星座の解説（小学生向けプログラム。５０分程度）、 パソコンを用いた民話、季節別星座の解説（５０分程度）
一般投影	日時	第２・４土曜日及び毎週日曜日の午前１１時、午後３時から
	内容	パソコンを用いた民話、季節別星座の解説（５０分程度）
特別投影	日時	不定期
	内容	最新の宇宙の話題を映像で解説（５０分程度）
今宵の 星空解説	日時	毎月第２土曜日の午後６時３０分から
	内容	天体観望会の事前学習（６０分程度）
映画 鑑賞会	日時	毎月第３土曜日の午後２時から
	内容	こども向け映画の上映
天文 クラブ	日時	奇数月第２土曜日の午後６時３０分から
	内容	天体観測や宇宙の学習

別紙 3 (7 (2) 関係)

プラネタリウム設備保守点検業務基準

プラネタリウム等設備保守点検業務は、プラネタリウム及び天体観望設備の電気系統、機械系統及び光学系統の点検及び調整等、その性能を一定に保つもので、業務の基準を次のとおり定める。

1 対象物件

狭山市立中央児童館（科学館）

所 在 地：狭山市入間川 4 丁目 1 4 番 8 号

電話番号：0 4－2 9 5 3－0 2 0 8

2 プラネタリウム設備保守点検

(1) 電気系統の点検及び調整

ア 電気配線、部品定格の点検及び補修

イ 電動機ブラシ、スリップリングブラシ等摺動部の点検及び補修

ウ 照明系統の点検調整

(2) 機械系統の点検及び調整

ア 各運動部、各部のゆるみの点検調整

イ 各部の清拭

ウ 注油

(3) 光学系統の点検及び調整

ア 各部の清拭調整手入れ

イ 光学調整

(4) 天文学的調整

ア 座標系、星座、惑星、天の川の点検調整

イ 太陽、月の調整

(5) 保守物件全般の運動状態の確認

2 天文設備保守点検

(1) 光学系の点検調整

- ア 各部の清拭手入れ
- イ 光軸の修正
- ウ 光学調整

(2) 機械系統の点検調整

- ア 極軸、赤緯軸まわりの点検
- イ 運動部、微動部の点検調整及び補修
- ウ 各部のゆるみ、しめつけ
- エ 各部の清拭手入れ、注油

(3) 電気系統の調整

- ア 電気配線の点検及び補修

3 留意事項

- (1) 定期の保守点検を実施するときは、3日前までに指定管理者に連絡し、この契約の対象となる機器の機能を保全するために、専門の技術員を派遣して当該機器の保守点検及び整備を行わなければならない。
- (2) (1) に掲げる技術員は、経歴書・免許等の写しを指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) (1) に掲げる定期の保守点検以外の場合でも指定管理者が機器に異常を認めて受託者に通知したときは、直ちに(1)に準ずる保守点検及び整備を行わなければならない。
- (4) (1) 及び(3) に掲げる保守点検により、機器の故障を発見し、修繕の必要があると認められたときは、主管課及び指定管理者にその旨を速やかに報告すること。なお、修繕については別途見積とする。
- (5) 保守点検業務上、必要な資材機器は特別な定めがある場合を除いて、受託者の負担とする。
- (6) 保守点検又は修繕を完了したときは、報告書を提出して指定管理者の検査確認を受けなければならない。
- (7) 指定管理者が承認した技術員について、不適当と認めた場合は、それらの者を交替させなければならない。
- (8) 作業中の安全確認については、受託者の責任において万全を期すこと。
- (9) 作業を開始する前に指定管理者と十分打ち合わせを行うこと。

別紙４（７（２）関係）

送迎用バス運行業務基準

送迎用バス運行業務は、児童館（プラネタリウムを含む。）を利用する児童及びその保護者を安全に送迎するため、送迎バスの運行を担うもので、業務の基準を次のとおり定める。

１ 対象物件

狭山市立中央児童館

所 在 地：狭山市入間川４丁目１４番８号

電話番号：０４－２９５３－０２０８

２ 車両

送迎バス用の車両は、必要人数に対応したもので、定員は大人が４５人乗り以上とする。また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第７０号）に適合されたものであり、座席用シートベルトを装備すること。

なお、バスの運行は、特定旅客自動車運送事業によるものや一般貸切バスによる運行などがあるが、その方法は問わない。また、バスの正面部分などに、「狭山市立児童館」と掲示すること。

３ 利用対象者及び利用料金

送迎用バスの利用対象者は、児童館を利用する児童及びその引率者とし、利用料金は無料とする。

４ 年間運行上限回数及び１回当たりの運行時間・距離制限

送迎用バスに係る年間運行上限回数は１１２回とし、１回当たりの運行は、原則として、４時間以内または４０キロメートル以内のいずれか少ない時間または距離とする。ただし、１回あたりの走行距離が４時間または４０キロメートルを超え、８時間以内または８０キロメートル以内のいずれか少ない時間または距離で送迎用バスを利用する場合は、１回の利用につき、２回分の利用とみなして運行することができる。

5 利用用途等

送迎用バスの利用用途は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中央児童館のプラネタリウム団体観賞者の送迎利用（年間80回以内）
概ね20名以上の公的機関・団体（保育所、小・中学校、学童保育室、幼稚園、公民館、子供会、幼児クラブ、PTA等）とする。
- (2) 各児童館（併設する子育てプレイスを含む。）主催事業による利用は、年間8回以内とし、全児童館で年間32回以内とする。

6 運行区域

- (1) プラネタリウム団体観賞者を、狭山市内各地から中央児童館まで送迎することとする。なお、この場合、中央児童館の近隣にある、博物館、稲荷山環境センター、浄水場のいずれか一箇所を見学するためにバスを付随的に利用できる。
- (2) 市内児童館及び子育てプレイスの主催事業等は、市内児童館等を発着地として、都内または埼玉県内の目的地とすること。

7 任意保険

対人	無制限
対物	2,000万円以上
搭乗者	2,000万円以上

8 送迎バスの受付方法

中央児童館は、プラネタリウムの団体観賞者が児童館バスを利用する場合、受付事務を行い、バスの手配をする。申請は、電話等で受付、後日、プラネタリウム観覧許可申請書と児童館専用バス申請書を提出させること。

9 留意事項

- (1) 送迎用バスにおける児童の置き去りを防止するため、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（令和4年10月12日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等事務連絡）」に基づき、業務を実施すること。
- (2) 指定管理者は、バスの運行日数、回数、人数等を保管し、定期的に市に報告すること。
- (3) 運行中に事故が発生した場合、指定管理者は市に通報するとともに、迅速な事故処理と適切な対応を行わなければならない。

別紙 5 (7 (2) 関係)

清掃業務基準

清掃業務は、施設の日常清掃及び特別清掃を主たる業務とし、公共の場である施設を清潔かつ衛生的な環境の維持を担うもので、業務の基準を次のとおり定める。

1 対象物件

(1) 概要

狭山市立中央児童館（本館及び科学館の全域）

所 在 地：狭山市入間川 4 丁目 1 4 番 8 号

電話番号：0 4－2 9 5 3－0 2 0 8

延床面積 992.47 m²（本館 418.54 m²、科学館 573.93 m²）

	塩ビシート	フローリング	カーペット	タイル	ガラス	合計
本館	330.6 m ²	121.0 m ²	21.6 m ²		146.9 m ²	620.1 m ²
科学館	170.3 m ²		235.5 m ²	23.8 m ²	181.7 m ²	611.3 m ²

(2) 清掃業務と実施回数

日常清掃（敷地内の清掃をはじめ、敷地内の草花や芝生等への水遣りや雑草の除去を含む。）及び特別清掃とし、内容は 3 による。特別清掃は、年 3 回（7・11・3 月）実施する。

2 標準清掃作業

(1) 日常清掃（構内外清掃を含む。）

① 毎日 1 回程度行う作業

本館（玄関、事務室、給湯室、トイレ、図書室、体育室、遊戯室）、 科学館（玄関、事務室、子育てプレイス稲荷山、トイレ）、 敷地内花壇等	・掃き掃除、拭き掃除、ごみの処理 ・食器の洗浄、生ごみの処理、流し台の清掃 ・便器の清掃・消毒、トイレトペーパー等の補給 ・廊下の掃き掃除 ・図書、遊具、椅子、机等の清掃・消毒 ・敷地内に植えられた草花や芝生等への水遣り ・その他、汚れがひどい場所の清掃
--	---

② 週 2 回程度行う作業

区分	頻度	清掃内容
敷地内	舗装部分	・掃き掃除による汚れの除去
	タイル貼部分	・掃き掃除による汚れの除去、及び水洗い
	敷地内	・除草等

※ 回数は、標準的な実施回数を表すが、汚れの具合等の状況に応じて適宜行うものとする。

※ 実施時期については、利用状況を見ながら、柔軟に行うものとする。

(2) 特別清掃

清掃場所	注 意 事 項	清 掃 方 法
Pタイル 床板	- 床マットもバキューム清掃をする。 - 洗剤・ワックス等は、床材に適合したものを使用し、材質を痛めたりはがしたりする恐れのないものを使用する。 - 床マットを敷いてある部分については、マットを外して清掃し、マットも同様に清掃する。	- 掃除機等によりチリ・ゴミを取り除く。 - 特殊クリーナーを塗る。 - ポリッシャーにて洗う。 - 水きり機にて汚れ水を取り去る。 - 水モップにてきれいにふき取り乾燥させる。 - ワックスを塗布し、乾燥させる。 - ポリッシャーにて磨き仕上げる。 - その他必要な清掃
カーペット	拭き掃除を行う。	- 洗剤等を使用しポリッシャーにて洗う。 - 水きり機にて汚れ水を取り去る。
窓ガラス	- スチール・アルミサッシ等と塗装部分を損じないこと。 - 防護柵の取り付けである部分については、念入りに行うこと。	- 特殊洗剤又は薬品等で汚れを除去した後、乾布で磨く。 - 窓枠の汚れを除去し磨く。 - その他必要な清掃
網戸	取り外せない網戸については、汚れを除去し、サン等も拭き掃除を行う。	- 取り外し、洗剤等により洗い流す。 - その他必要な清掃
トイレ	洗剤は材質を痛めたり剥がしたりする恐れのないものを使用する。	- 洗剤を使用し、ポリッシャーにて磨く。 - タイル部分は、洗剤で洗う。 - 大・小便器は、洗剤及びタワシ等で念入りに清掃する。 - 木製部分は、拭き掃除する。
水飲み場 手洗い場	水浸しにならないようにする。	洗剤を使用し、磨く。
下駄箱		掃き掃除をする。
本箱		はたきがけ後、拭き掃除をする。
階段		拭き掃除をする。
手すり		拭き掃除をする。
照明器具 ＊	保護カバーがある照明器具については、保護カバーを取り外して行う。	静電気防止剤入りの洗剤で拭く。
非常灯＊	カバー及び蛍光灯を掃除する。	静電気防止剤入りの洗剤で拭く

＊ 使用する薬剤等は乳幼児が利用する施設であることを十分留意すること。

別紙6（7（2）関係）

植栽管理等業務基準

植栽管理業務は、樹木の剪定等を担うもので、業務の基準を次のとおり定める。

1 対象物件

狭山市立中央児童館

所在地：狭山市入間川4丁目14番8号

電話番号：04-2953-0208

2 業務内容（C：幹廻り、H：高さ）

（1）樹枝の剪定

以下の樹木について剪定を行う。選定後に生じた刈込屑等はすみやかに搬出处分する。

① 本館南側植込内

高木剪定（モミジ、C=100、H=4m）1本、

高木剪定（モミジ、C=70～90、H=4m）4本

＊ 高木（ケヤキ、C=180、H=8m）1本は、対象外とする。

② 本館南側

高木剪定（モミジ、C=150、H=4m）1本

③ 本館南側駐車場内

高木剪定（ウメ等、C=40～70、H=4m）6本

（2）敷地内の除草

① 旧本館跡地の除草

対象面積 1,469 m²（別図のとおり）

小石や刈り屑の飛散によって周辺に被害が生じないように配慮する。除去した草木はすみやかに搬出处分する。

② その他

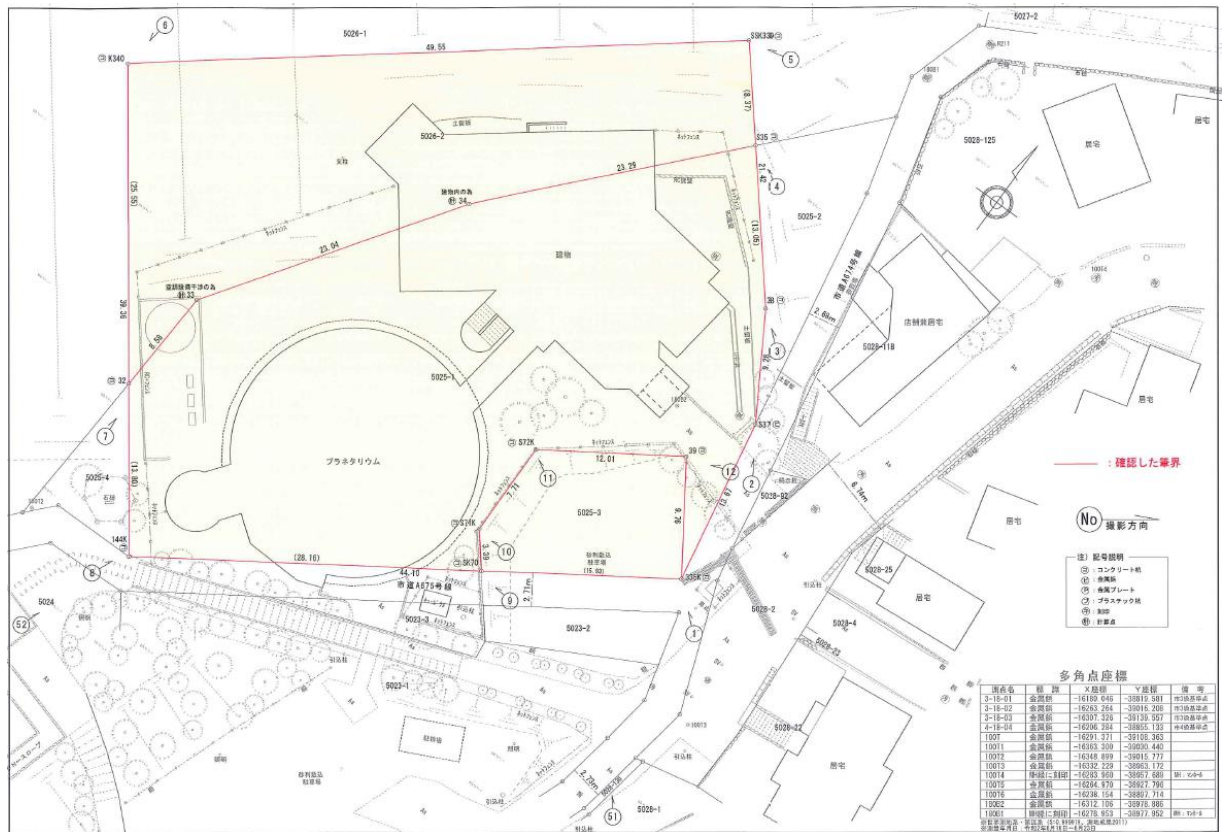
必要に応じ、人力により根本まで抜き取る。除去した草木はすみやかに搬出处分する。

3 業務回数

（1）は年1回（6月）、（2）①は年2回（概ね6月及び12月）及び②は適宜実施するものとする。

別図

旧本館跡地の除草範囲



別紙 7 (7 (3) 関係)

プレイス運営業務基準

プレイス運営業務は、乳幼児を育てる親の孤立を防ぎ、乳幼児が健全な遊びのなかで健康を増進させ、乳幼児の情操を豊かにし、もって安心して子育て、子育てのできる地域環境の整備に寄与するため、業務の基準を次のとおり定める。

1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て中の親とその子どもが、気軽にかつ自由に利用できる交流の場を提供すること。また、親子の遊び、教室等、親子の交流を深める取組を行うこと。

2 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに関する様々な疑問や相談に応じ、適切な指導・助言を行うなど、必要な援助を行うこと。

3 地域の子育て関連情報の提供

子育てに関する身近な地域の情報を収集し、子育て中の家庭が必要とする情報を適切に提供すること。

4 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

子育てプレイス利用者や子育て支援に関心のある者に対して、子育て親子のニーズや要望を取り入れつつ、子育て及び子育て支援に関する講習会を毎月1回以上開催すること。

5 地域支援活動の実施

(1) 地域に出向いた支援活動の実施

子育てプレイスに出向いて来られない親子のために、公民館や公園などに出張し、親子交流や子育てサークルへの援助を行うこと。

(2) 地域活動への参画等

世代間交流を推進する事業の実施や地域づくり活動への参画など、地域における子育て支援の環境づくりを行うこと。

6 子育てサークル等の育成・支援

地域における子育て環境を整備するため、子育てサークル及び子育てボランティアの受入及び育成を行うこと。

7 地域子育てネットワークの構築

地域における子育て支援拠点として、様々な情報の収集・提供を行うとともに、子育て中の親子とその家庭と子育ての支援を行うもの。また、子育て中の親子や子育ての支援者同士をつなぐネットワークの構築に努めること。

8 他のつどいの広場及び類似事業との連携

市内に設置する他のつどいの広場及びつどいの広場類似事業実施施設と連携し、市の子育て支援事業への協力を行うこと。

別紙 8 (7 (6) 関係)

児童館管理保守点検等業務基準

項目	頻度(推奨)	特記事項
電気設備保守管理業務		
各設備全般点検	(毎日)	
インターホンの動作点検	(毎日)	
電線類の目視点検	(毎日)	
各種警報装置の目視点検	(毎日)	
電気設備自主検査	(毎日)	
メーターの動作点検	月 1 回	使用量を記録する。
電気設備法定点検	年 1 回	電気設備検査員立会
空調設備保守管理業務		
室内機・室外機の動作点検	年 4 回	フロン排出抑制法
外気温及び室温湿度の記録	(毎日)	
各種警報装置の目視点検	(使用日毎日)	
排風機、換気扇の点検	年 2 回程度	
室内機フィルターの清掃	年 2 回程度	
給排水衛生設備保守管理業務		
水道・ガス設備の動作点検	(毎日)	
トイレ・手洗いの動作点検	(毎日)	
湯沸し器の動作点検	(使用日毎日)	
設備の保守点検業務		
業務日誌の作成	(毎日)	
敷地内外の落下物目視点検	(毎日)	
外害虫生息状況点検	(適宜)	
害虫駆除消毒	年 2 回程度	
建築設備等点検	年 1 回	建築基準法第 12 条第 4 項
建築物点検	3 年に 1 回	建築基準法第 12 条第 2 項
消防設備保守点検業務		
消火器の点検	年 2 回	消防法第 17 条の 3 の 3
消火器設備の点検	年 2 回	同上
防火・排煙設備の点検	年 2 回	同上
自動火災報知設備の点検	年 2 回	同上
誘導灯誘導標式の点検	年 2 回	同上
総合点検	年 1 回	消防法第 8 条の 2 の 2

項目	頻度	特記事項
機械警備業務		
機器動作点検	(毎日)	

※ 点検実施後は結果を市に提出するとともに、点検結果に対して修繕等適切な対応をすること。

別紙 9 (7 (6) 関係)

空調設備保守点検業務基準

空調設備保守点検業務は、空調設備に異常が生じていないか、動作点検により確認するもので、業務の基準を次のとおり定める。

1 対象物件

狭山市立中央児童館

所在地：狭山市入間川4丁目14番8号

電話番号：04-2953-0208

2 機種

(1) 本館1階(9台)

三菱電機製業務用	天吊り型	PCZ-ERP224BY×3 (AC-1：体育室)
三菱電機製業務用	壁掛け型	PKZ-ERMP80KLY×2 (AC-2：調理室)
三菱電機製業務用	壁掛け型	PKZ-ERMP63KLY×1 (AC-3：図書室)
三菱電機製業務用	床置き型	PSZ-ERMP140KLY×1 (AC-4：ホール)
ダイキン製業務用	天井埋込型	FHYCJ50F×1 (保育室)
パナソニック製家庭用	壁掛け型	CS-289TB×1 (事務室)

(2) 本館2階(8台)

三菱電機製業務用	壁掛け型	PKZ-ERMP80KLY×1 (第1講習室)
三菱電機製業務用	壁掛け型	PKZ-ERMP112KLY×1 (第2講習室)
ダイキン製家庭用	壁掛け型	F328TSX-W×1 (第2講習室)
三菱電機製業務用	壁掛け型	KH-63ELN×1 (音楽室)
三菱電機製業務用	壁掛け型	PKH-50ELN×2 (和室)
三菱電機製業務用	壁掛け型	PKH-71ELN×2

(3) 科学館1階(4台)

ダイキン製業務用	天井埋込型	品番不明×2 (遊戯室)
三菱電機製業務用	天井埋込型	品番不明×1 (通路)
三菱電機製家庭用	壁掛け型	品番不明×1 (事務室)

(4) 科学館2階(7台)

ダイキン製業務用	床置き型	SZRV80BT×4 (工作室、プラネタリウム)
ダイキン製業務用	床置き型	SZRV112B×2 (ホール)
ダイキン製業務用	壁掛け型	F22ETDS-W×1 (事務室)

3 定期保守点検の回数

年 2 回（4 月及び 11 月）

4 作業内容

次に掲げる点検作業項目による

- （1）送風機の機能確認（規定電流及び正常運転）
- （2）圧縮機の異音、振動の有無の点検
- （3）自動制御装置の機能点検及び調整
- （4）保安装置の機能点検（錆落とし・分解・点検・塗装含む）
- （5）冷媒漏れ探知点検（付属配管の腐食、破損の点検含む）
- （6）送風機外部一般点検
- （7）付属機器の損傷、腐食の点検（分解・手入れ・整備含む）
- （8）エアフィルターの汚れ点検・清掃
- （9）送風口の点検・清掃

5 報告

作業内容の細部については、受託者の報告書等により、定期点検ごとに報告すること。

6 経費の負担

消耗品については、指定管理者の負担とする。その他については、甲乙協議して決める。

別紙 10 (7 (6) 関係)

害虫防除業務基準

害虫防除業務は、施設内の害虫防除を担うもので、業務の基準を次のとおり定める。

1 対象物件

狭山市立中央児童館（本館、科学館の全域）

所在地：狭山市入間川4丁目14番8号

電話番号：04-2953-0208

延床面積 992.47 m²（本館 418.54 m²、科学館 573.93 m²）

2 実施回数

年1回（6月）

3 実施方法

- （1）防除作業は、薬剤及びトラップ等を使用して実施する。
- （2）薬剤を使用する場合は、事前に管理者の了解を得ること。
- （3）特に害虫の発生しやすい場所（調理実習室、湯沸室、トイレ等）は、薬剤の残留噴霧を行う。
- （4）体育室や遊戯室等、乳幼児の利用が見込まれる場所では、薬剤散布は行わないこと。
- （5）利用者、特に乳幼児の健康に対する影響や環境への負荷を少なくするように配慮すること。

4 留意事項

本施設は、乳幼児が使用することに十分留意・配慮すること。

別紙 11 (7 (6) 関係)

建築設備等点検業務基準

建築設備等点検業務は、建築基準法に定める定期的な点検を担うもので、業務の基準を次のとおり定める。

1 対象物件

狭山市立中央児童館（本館、科学館の全域）

所在地：狭山市入間川4丁目14番8号

電話番号：04-2953-0208

延床面積 992.47 m²（本館 418.54 m²、科学館 573.93 m²）

2 概要

建築基準法第12条第2項及び第4項により、建築物、昇降機、遊戯施設及び建築設備（換気・空調・排煙・給排水・非常灯設備）についての定期的な点検

3 実施時期

建築物については3年ごとに実施（建築基準法施行規則第5条の2）、建築設備等については、毎年実施（建築基準法施行規則第6条の2）すること。

※ 建築物点検は令和7年度に実施済みである。

4 点検資格者（建築基準法第12条関係）

1級建築士、2級建築士、建築基準適合判定資格者、国土交通省の登録を受けたものおよび国等の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務経験者を有するもの。

5 報告と処置

市に報告書を提出するとともに、指定管理者は施設に報告書の写しを保管する。また、点検結果に対して適切な対応をとること。

別紙 12 (7 (6) 関係)

防火対象物及び消防用設備保守点検業務基準

防火対象物及び消防用設備保守点検業務は、消防法に基づき、防火対象物及び消防用設備の保守点検を担うもので、業務の基準を次のとおり定める。

1 対象物件

狭山市立中央児童館

所在地：狭山市入間川4丁目14番8号

電話番号：04-2953-0208

2 対象施設及び設備

本館及び科学館の全域

延床面積 1232.55 m² (本館 658.62 m²、科学館 573.93 m²)

(1) 本館

消火器具	消火器粉末10型加圧7本
自動火災報知設備	1階1器(熱・煙感知器)、2階1器(同左) 1階ホール吹抜1器(煙感知器)、 1階体育室倉庫1器(熱感知器)
非常警報器具及び設備	一式
避難器具	一式(避難はしご)
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯B級2台、C級2台

(2) 科学館

消火器具	消火器粉末10型加圧15本
屋内消火栓設備	一式
自動火災報知設備	1階1器(熱感知器)、2階1器(同)、 階段1階1器(煙感知器)、2階1器(同)、 子育てプレイス稲荷山1器(熱・煙感知器)、 プラネタリウム1器(熱・煙感知器)、 同DS1器(煙感知器)、観測棟1器(同)
非常警報器具及び設備	一式
誘導灯及び誘導標識	避難口誘導灯A級4台、B級13台、C級1台、 通路誘導灯C級2台

3 保守点検の実施方法

(1) 防火対象物

年1回(6月)、消防法第8条の2の2に基づき実施する。

(2) 消防用設備

年2回(6・12月)、消防法第17条の3の3に基づき実施する。

別紙 13 (7 (6) 関係)

L E D照明器具交換修繕業務基準

一般照明用蛍光灯の製造及び輸出入が令和9年末までに段階的に終了することに加え、今般の資源エネルギー価格の高騰等を背景として、環境負荷の低減及び電気使用量抑制の観点から、児童館及びプレイスの照明を全てL E D照明器具に交換するための基準を次のとおり定める。

1 業務範囲

児童館の本館及び科学館とする。

2 業務期間

修繕は、狭山市立中央児童館指定管理者募集要項3「指定期間」において、施設の運営に支障が生じないように、計画的に実施すること。

3 修繕の内容、参考型式及び数量は、次のとおりとする。

(1) 本館1階

場所	内容		参考型式	数量
玄関	直付シーリング	FCL20W、人感センサータイマー付	LGWC51541 LE1	1
風除室	直付コンフォートルーバー	HF32W×2 相当	AFX450SEN LE9	1
ホール	埋込下面ルーバー	HF32W×2 相当	AFX450VEN LE9	4
待合	埋込下面開放	HF32W×3 相当、C回避	AFX450TEN LE9	5
〃 (流し台)	ダウンライト	60W 相当、125Φ	LGD1200L LE1	2
廊下	直付コンフォート	HF32W×2 相当	AFX450SEN LE9	4
事務室	埋込下面開放	HF32W×3 相当、C回避	AFX450TEN LE9	4
〃	〃	HF32W×2 相当、C回避	〃	2
おやこスペース	埋込下面開放	HF32W×3 相当、C回避	AFX450TEMN LE9	1
〃	〃	HF32W×2 相当、C回避	〃	2
同上洗濯室	直付逆富士型	FL20W×2 相当	AFX200DEN LE9	1
多目的トイレ	直付逆富士型	FL20W×2 相当	AFX200DEN LE9	1
男・女トイレ	埋込下面ルーバー	HF32W×2 相当	AFX450VEN LE9	2
〃 (手洗い)	壁付	FL15W×1 相当	LGB85042 LE1	2
シャワー室	壁付、防湿型	60W 相当	LGW85066 LE1	1
おむつ替えスペース	直付逆富士型	FL20W×2 相当	AFX200DEN LE9	1
調理室	埋込下面開放	HF32W×3 相当、C回避	AFX450TEN LE9	8
外灯	壁付ウォール型	FL20W×1 相当	LGW80190 LE1	1
〃	投光器型	バラストレス水銀灯 500W	NYS15143K LE9	1

(2) 本館 2 階

場所	内容		参考型式	数量
第 1 講習室	埋込下面開放	HF32W×3 相当、C 回避	XFX450TEN LE9	7
〃	埋込黒板灯	HF32W×1	XFX421BSN LE9	1
第 2 講習室	埋込下面開放	HF32W×3 相当、C 回避	XFX450TEN LE9	9
〃	埋込黒板灯	HF32W×1	XFX421BSN LE9	1
音楽室	埋込下面開放	HF32W×2 相当	XFX450TEN LE9	6
〃	スポットライト	ハロゲン電球、100W 相当	LGS3020L LE1	1
和室	埋込和風格子	FL20W×5 相当、630 角	XLX160DELJ LA9	3
〃 (前室)	ダウンライト	60W 相当、125Φ	LGD1204L LE1	3
湯沸室	直付逆富士型	FL20W×2 相当	XFX200DEN LE9	1
男・女トイレ	埋込下面ルーバー	HF32W×2	XFX450VEN LE9	2
〃 (手洗)	壁付	FL15W×1 相当	LGB85042 LE1	2
ホール	直付逆富士型	HF32W×2 相当	XFX450AEN LE9	9
道路 (トイレ前)	埋込下面ルーバー	HF32W×2 相当	XFX450VEN LE9	2
道路 (階段周り)	直付コンフォート	HF32W×2 相当	XFX450SEN LE9	4
階段吹き抜け	吊り下げ多灯型	60W×8 灯	LDA4N-G/K4	8

(3) 科学館 1 階

場所	内容		参考型式	数量
子育て室	埋込下面開放	HF32W×2 相当、220W	XFX450TEN LE9	14
〃	非常用埋込	ハロゲン電球 30W 型	NNFB93615C	1
授乳室	壁付	HF32W×1、間接型	LGB81827 LB1	1
〃	ニッチ	小丸球	LDT1L-H-E12	1
トイレ	直付逆富士型	FLR40W×1、相当	XFX410AEN LE9	1
同上手洗	壁付	FL20W×1、相当	LGB85037 LE1	1
和室	壁付	FLR40W×2、相当	XFX440DEN LE9	1
和室前室	ダウンライト	60W 相当、150Φ	LGD1201L LE1	3
〃	非常用埋込	ハロゲン電球 9W 型	NNFB90605K	1
手洗い場	ダウンライト	60W 相当、125Φ	LGD1200L LE1	2
物入	ダウンライト	60W 相当、125Φ	LGD1200L LE1	1
玄関ポーチ	直付シーリング	60W 相当	LGB51661 LE1	4
ホール通路	直付逆富士型	HF32W×2 相当、230W	XFX450DEN LE9	3
外周倉庫	直付シーリング	60W 相当	LGB51611 LE1	3
〃	非常用直付	ハロゲン電球 30W 型	NNFB93005C	1
外周	直付シーリング	60W 相当	LGB51611 LE1	5
階段下倉庫	直付シーリング	60W 相当	LGB51678 LE1	1

場所	内容		参考型式	数量
〃	直付逆富士型	FL20W×1 相当	XFX200AEN LE9	2
機械室	チェーン吊り、笠付型	FLR40W×1 相当	XFX419KEN LE9	2
電気室	チェーン吊り、笠付型	FLR40W×1 相当	XFX419KEN LE9	1
階段室	直付逆富士型	HF32W×2 相当	XFX450DEN LE9	2
〃	ブラケット、埋込	40W 電球×4ヶ入り	LDA4N-G/K4	8
〃	非常用直付	ハロゲン電球 13W 型	NNFB91005C	1

(4) 科学館 2 階

場所	内容		参考型式	数量
ホール・通路	小型ボール球 E17	40W×4ヶ用、21 台	LDA4L-G-E17/S/K4	84
〃	〃	25W×14ヶ用、11 台	〃	154
〃	非常用直付	ハロゲン電球 30W 型	NNFB93005C	6
〃 (トイレ前)	ダウンライト	60W 電球相当、200Φ	LGD1201L LE1	2
〃	同上リニューアルプレート	200Φ⇒150Φ変更	NNN80006K	2
〃	非常用埋込	ハロゲン電球 30W 型、200Φ	NNFB93635C	1
事務室	直付逆富士型	FLR40W×2 相当	XFX440DEN LE9	2
倉庫	直付逆富士型	FLR40W×2 相当	XFX440DEN LE9	1
男・女トイレ	直付逆富士型	FLR40W×1 相当	XFX410DEN LE9	2
SK 流し台室	直付シーリング	60W 電球相当	LGB51678 LE1	1
工作室	ライティングレール用	150W ビーム球	LGS1500N LE1	30
〃	非常用直付	ハロゲン電球 30W 型	NNFB93005C	2

(5) 天体観望塔

場所	内容		参考型式	数量
階段内	壁付、カバー付	FL20W×1	LGB85032 LE1	15
〃	同上取付ポリ台	92W×680H×20T		15